

平成27年度保税事務研修 配付資料 ①

～保税非違を起こさないために～



大阪税関
監視部 保税部門

目次

1. 処分規定について

- ① 保稅非違と処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- ② 処分の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- ③ 処分の事由・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3～4
- ④ 処分内容の決定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

2. 近年の保稅非違の傾向

- ① 保稅非違発見件数と処分実施件数(全国)・・・・・・6
- ② 保稅非違の態様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

目次

3. 保税非違の具体例

- ①NACCS管理資料取得・保存漏れによる保税台帳未作成
.....8～14
- ②誤搬出による記帳漏れ.....15～19
- ③見本一時持出に関する記帳漏れ.....20～24
- ④無届収容能力増減・無届工事.....25～29
- ⑤保税地域外蔵置.....30～35
- ⑥未承認蔵入.....36～40

4. 税関からのお願い.....41～43

1. 処分規定について

① 保稅非違と処分

「非違」

法に背くこと

「保稅非違」

關稅法上の保稅制度に背くこと



処分

指定保稅地域

- 關稅法第41条の2
貨物管理者(指定保稅地域単位)

保稅蔵置場

- 關稅法第48条
被許可者(許可単位)

保稅工場

- 關稅法第61条の4(關稅法第48条の準用)
被許可者(許可単位)

1. 処分規定について

②処分の種類

指定保税地域

保税蔵置場

保税工場

許可の
取消



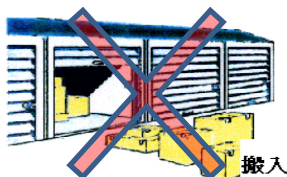
許可の
取消



搬入停止
処分



搬入停止
処分



搬入・保税
作業停止
処分



1. 処分規定について

③処分の事由

指定保税地域

保税蔵置場

保税工場

1 「**貨物管理者**」「**被許可者**」が
(その代理人、支配人その他の従業者を含む)
保税業務について**関税法の規定に違反し**
たとき

保税蔵置場

保税工場

2 「**被許可者**」について

欠格条項

関税法第43条第2号～第10号のいずれ
かに該当することとなったとき

1. 処分規定について

③処分の事由

欠格条項

- ① 関税法違反により通告処分以上の処分を受けた。
- ② 関税法以外の法令違反により、禁錮以上の刑に処せられた。
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、又は傷害罪等の刑法上の罪を犯して、罰金以上の刑に処せられた。
- ④ 暴力団員等となった。
- ⑤ 役員、代理人、支配人その他主要な従業者が①～④のいずれかに該当する。
- ⑥ 暴力団員等によりその事業活動を支配されている。
- ⑦ 資力が薄弱である等保税業務を遂行するのに十分な能力がない。
- ⑧ 場所又は設備が不適當である。
- ⑨ 保税蔵置場としての利用見込み又は価値が少ないと認められる。

1. 処分規定について

④ 処分内容の決定

- ・非違の態様
- ・誰が関与したか
- ・過去に非違を起こした履歴
- ・故意に行われたか
- ・自発的な申し出があったか
- ・直ちに再発防止の対策を講じたか

処分内容の 決定方法

点数制によ り決定

点数が基準
に満たず、
処分を行わ
ない場合が
ある。

保稅業務につ
いて関稅法違反が
あった場合
(3ページ①)

欠格条項(4ペ
ージ)のうち①に
該当

欠格条項(4
ページ)のうち
②～⑨に該当

原則、許可 の取消

2. 近年の保稅非違の傾向

①保稅非違発見件数と 処分実施件数(全国)

保稅非違発生件数					
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
指定保稅地域	12	18	9	12	12
保稅蔵置場	74	101	95	84	69
保稅工場	8	6	5	7	13
保稅展示場	0	0	0	0	0
総合保稅地域	2	0	4	2	2
計	96	125	113	105	96

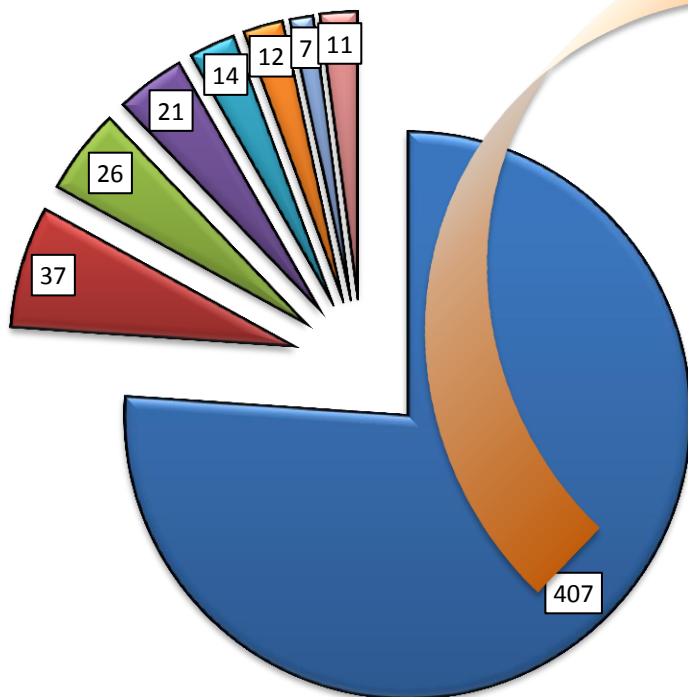
処分実施件数					
	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
指定保稅地域	1	1	4	0	0
保稅蔵置場	0	5	3	4	7
保稅工場	1	0	0	0	0
保稅展示場	0	0	0	0	0
総合保稅地域	0	0	0	1	0
計	2	6	7	5	7

平成24年度に保稅蔵置場の許可取消処分案件1件あり。

許可取得場所での営業が確認できない、許可手数料が未納となっている、直近の貨物取扱い実績がない、といったことから、保稅蔵置場としての業務遂行能力がないと判断されたもの。

2. 近年の保稅非違の傾向

②保稅非違の態様



- 記帳義務違反（関税法第34条の2等）
- 無届收容能力増減・無届工事（関税法第44条）
- 保稅地域外蔵置（関税法第30条第1項）
- 未承認蔵入・移入・総保入（関税法第43条の3第1項等）
- 無許可見本一時持出（関税法第32条）
- 未承認保稅運送（関税法第63条）

記帳義務違反の内訳

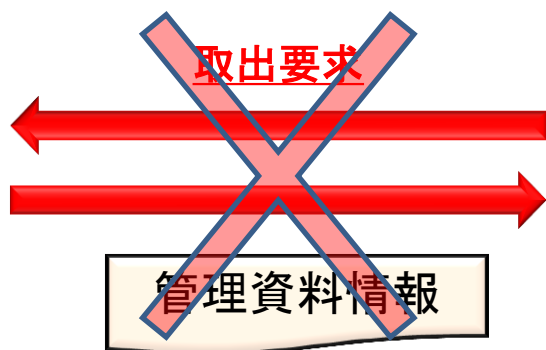
台帳未作成	165
うちNACCS管理資料取得・保存漏れによるもの	113
記帳漏れ	156
うち誤搬出による記帳漏れ	58
うち見本一時持出に関する記帳漏れ	46
うち貨物取扱に関する記帳漏れ	12
誤記帳	82
輸出貨物積み残しによる誤記帳	45
その他誤記帳	37
虚偽記帳	4

3. 保稅非違の具体例

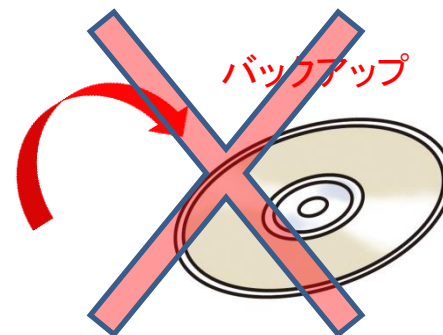
NACCS配信民間管理資料

①NACCS管理資料取得・
保存漏れによる保稅台帳
未作成

NACCS



保稅地域担当者



保稅台帳
未作成

- 取出要求が必要なことを認識していなかった
- 前任者から申し送りを受けていなかった

3. 保稅非違の具体例

取得・保存漏れの対策

①NACCS管理資料取得・
保存漏れによる保稅台帳
未作成

**次のページ以降は見ない
で！**





3. 保稅非違の具体例

取得・保存漏れの対策

①NACCS管理資料取得・
保存漏れによる保稅台帳
未作成

1. 取出要求作業・バックアップ作業の複数人数による作業・チェック体制の構築
2. NACCSセンターによる管理資料保存サービスの利用（有料）

3. 保税非違の具体例

①NACCS管理資料取得・
保存漏れによる保税台帳
未作成

取得・保存漏れの対策

1. 取出要求作業・バックアップ作業の複数人数による チェック体制の構築

イメージ



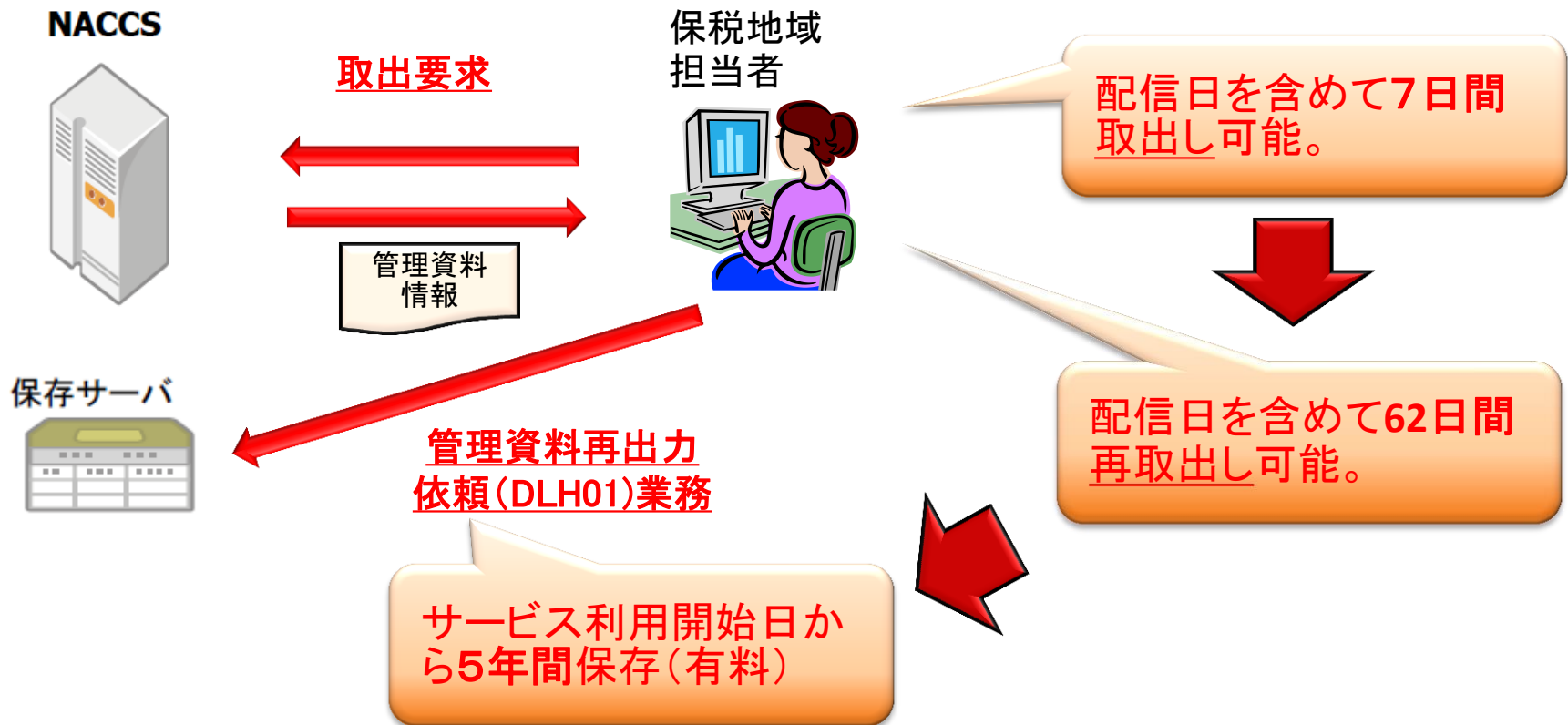
		G01	G02	G05	担当者	確認者
○月○日(月)	取出	○			植田	船井
	バックアップ	○			植田	船井
○月△日(火)	取出		○	○	植田	船井
	バックアップ		○	○	植田	船井
×月×日(月)	取出					
	バックアップ					
×月◎日(火)	取出					
	バックアップ					

3. 保稅非違の具体例

取得・保存漏れの対策

①NACCS管理資料取得・
保存漏れによる保稅台帳
未作成

2. NACCSセンターによる管理資料保存サービスの利用



3. 保稅非違の具体例

①NACCS管理資料取得・保存漏れによる保稅台帳未作成

【参考】管理資料内のデータの漏れ・誤記帳の確認

管理資料G02:輸出貨物搬出入データ

	A	B	C	D	E	F
1	(出力共通項目)					
2	99999999	X	XXXXX			
3	輸出貨物搬出入データ					
4	搬入日	搬入時刻	搬出日	搬出時刻	搬出取消日	貨物管理番号
5	99999999	XXXX	99999999	XXXX	99999999	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3)
6	99999999	XXXX	99999999	XXXX	99999999	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3)
7	99999999	XXXX	99999999	XXXX	99999999	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3)
8	※明細数分繰り返す					

C
XXXXXX
搬出日
20150110
20140110
20150112

管理資料G05:貨物取扱等一覧データ(追記)

	L	M	N	O	P	Q	R	S
1								
2								
3								
4	終了時刻	個数	個数単位	数量	数量単位	仕分数	仕合数	見本持出日
5	XXXX	ZZZZZZZ9	XXX	ZZZZZ9.999	XXX	Z9	Z9	20151010
6	XXXX	ZZZZZZZ9	XXX	ZZZZZ9.999	XXX	Z9	Z9	
7	XXXX	ZZZZZZZ9	XXX	ZZZZZ9.999	XXX	Z9	Z9	20151011

S
見本持出日
20151010
20151011

○特に輸出貨物の搬出日、見本持出許可による持出し日には注意！

3. 保稅非違の具体例

①NACCS管理資料取得・保存漏れによる保稅台帳未作成

【参考】電子データの訂正方法

管理資料G02:輸出貨物搬出入データ(訂正)

	A	B	C	D	E	F
1	(出力共通項目)					
2	99999999	X	XXXXX	20151015	保稅 税関に連絡済	20151014 大阪
3	輸出貨物搬出入データ					
4	搬入日	搬入時刻	搬出日	搬出時刻	搬出取消日	貨物管理番号
5	99999999	XXXX	99999999	XXXX	99999999	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3
6	99999999	XXXX	99999999	XXXX	99999999	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3
7	99999999	XXXX	99999999	XXXX	99999999	XXXXXXXXXX1XXXXXXXXXX2XXXXXXXXXX3
8	※明細数分繰り返す					

C
XXXXX
搬出日 20151010
99999999
99999999
99999999

管理資料G05:貨物取扱等一覧データ(追記)

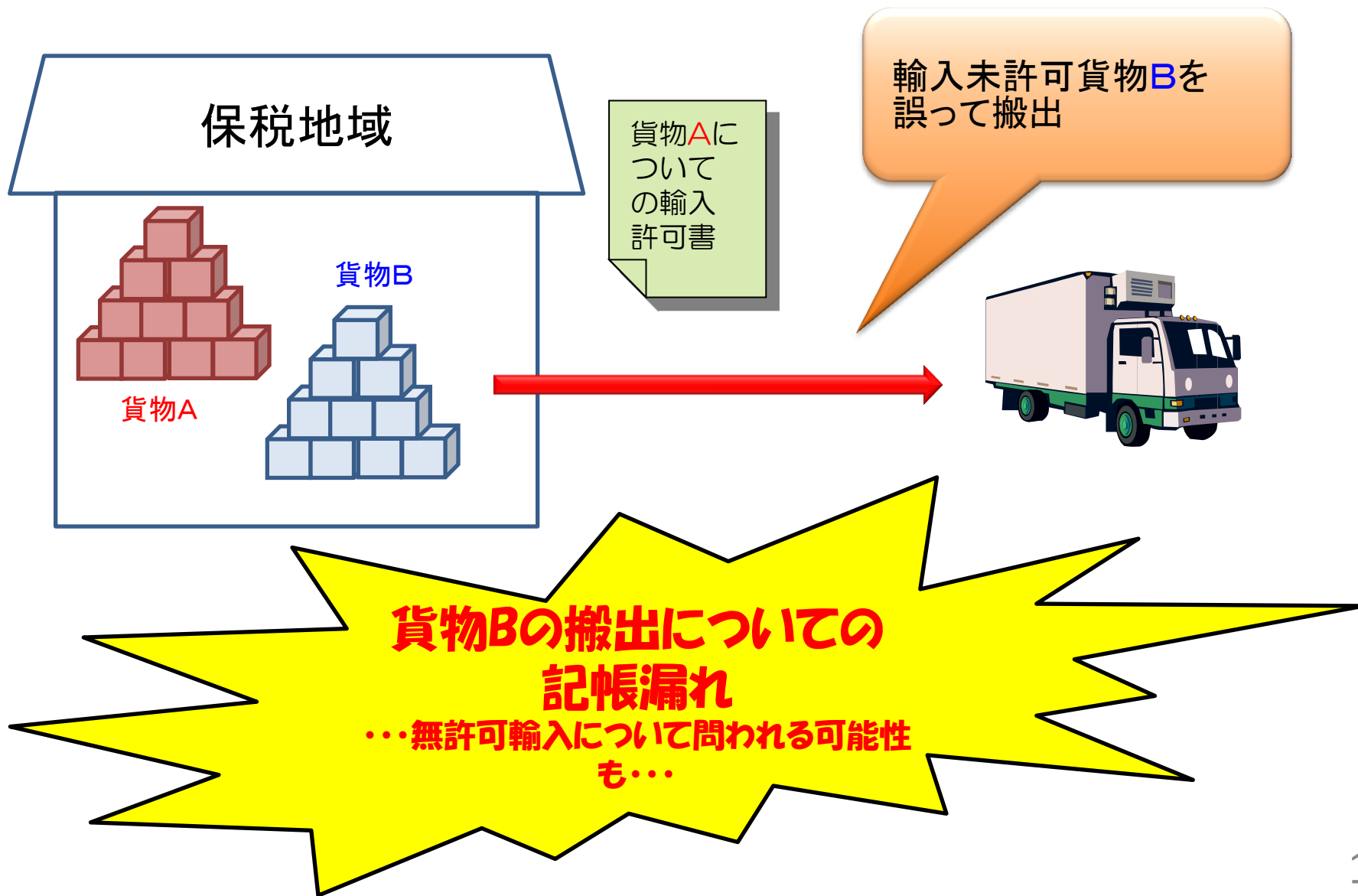
	L	M	N	O	P	Q	R	S
1								
2	税関に連絡済				20151014	大阪		20151015 保稅
3								
4	終了時刻	個数	個数単位	数量	数量単位	仕分数	仕合数	見本持出日
5	XXXX	ZZZZZZZ9	XXX	ZZZZZ9.999	XXX	Z9	Z9	20151010
6	XXXX	ZZZZZZZ9	XXX	ZZZZZ9.999	XXX	Z9	Z9	99999999
7	XXXX	ZZZZZZZ9	XXX	ZZZZZ9.999	XXX	Z9	Z9	99999999

①訂正について、管轄税関に連絡

②訂正等が必要な個所のプリントアウト、訂正等は朱書き訂正、訂正を行った年月日及び担当者印を押印し、保管管理

3. 保稅非違の具体例

② 誤搬出による記帳漏れ



3. 保稅非違の具体例

②誤搬出による記帳漏れ

誤搬出の原因

**次のページ以降は見ない
で！**



3. 保稅非違の具体例

②誤搬出による記帳漏れ

誤搬出の原因

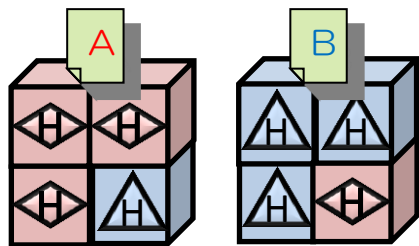
1. さし札や区分蔵置等の貨物管理に問題があった。
2. 書類と貨物の対査作業にミスがあった。

3. 保税非違の具体例

②誤搬出による記帳漏れ

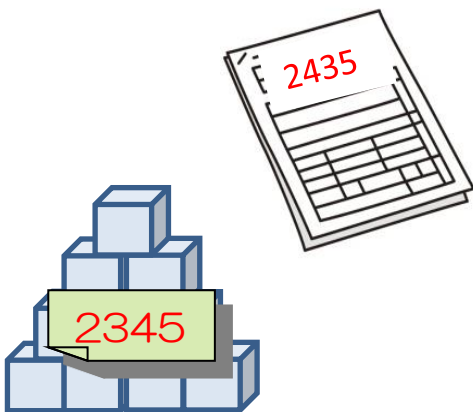
誤搬出の原因とその対策

1. さし札や区分蔵置等の貨物管理に問題があった。



搬入時の貨物確認を確実にすること！

（特に似たような外装・品名の貨物は注意）



さし札の貼り間違いがないよう、さし札添付の際の対査を徹底すること！

さし札に許可済みである旨の表示を行うこと！

3. 保税非違の具体例

②誤搬出による記帳漏れ

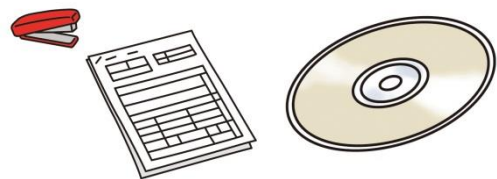
誤搬出の原因とその対策

2. 書類と貨物の対査作業にミスがあった。



搬出の根拠となる許可書・承認書等そのものとの対査を行うこと！

(社内伝票や荷主からのオーダーとの対査のみではダメ)



対査する書類をきちんと整理・保管すること！

3. 保稅非違の具体例

③見本一時持出に関する記帳漏れ

見本一時持出に関する記帳

**関税法施行令第29条の2
第1項第6号**

関税法第32条（見本の一時持ち出し）の許可を受けて貨物を見本として一時持ち出した場合

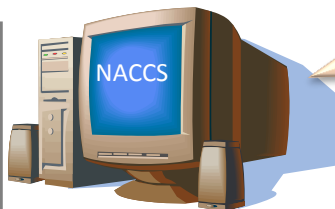


貨物の記号・番号・品名・数量、持出許可期間・持出先・持出年月日を保稅台帳の記帳しなければならない。

NACCS配信民間管理資料を保稅台帳としている場合

見本持出搬出の記帳

保稅台帳



見本持出確認登録
【海上】 MHO業務
【航空】 MMO業務

3. 保稅非違の具体例

③見本一時持出に関する記帳漏れ

見本一時持出に関する記帳漏れの対策

次のページ以降は見ないで！







3. 保稅非違の具体例

③見本一時持出に関する記帳漏れ

見本一時持出に関する記帳漏れの対策

1. 見本持出許可書への持出日の記載
2. 保稅台帳(管理資料)の確認

3. 保税非違の具体例

③見本一時持出に関する記帳漏れ

見本一時持出に関する記帳漏れの対策

1. 見本持出許可書への持出日の記載

見本持出許可通知情報

見本持出許可通知情報

区分 XE あて先税関 XXXXXXXXE 許可申請番号 XXXXXXXX1E 申請年月日 yyyy/MM/dd

申請者 XXXE - XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXXE

住所 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6XXXXXXXXX7XXXE

貨物管理番号 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXE

蔵置場所 XXXE - XXXXXXXX1XXXXXXXXXE 搬入年月日 yyyy/MM/dd

持出期間 yyyy/MM/dd から yyyy/MM/dd まで

持出先 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6XXXXXXXXXE

品目コード XXXE

見本の品名 XXXXXXXX1XXXXXXXXX2XXXXXXXXX3XXXXXXXXX4XXXXXXXXX5XXXXXXXXX6XXXXXXXXXE

個数 12,345,678 - XXE 数量 1,234,567,890 - XXXE

価格 XXE - 123,456,789,012,345,678

記事 JJJJJJJJJ1JJJJJJJJJJ2JJJJJJJJJJ3JJJJJJJJJJ4JJJJJJJJJJ5JJJJJJJJJJ6JJJJJJJJJJ7J

JJJJJJJJJJ8JJJJJJJJJJ9JJJJJJJJJJ0JJJJJJJJJJ1JJJJJJJJJJ2JJJJJJJJJJ3JJJJJJJJJJJE

持出事由 XXE - JJJJJJJJJ1JJJJJJJJJJ2JJJJJJJJJJJE

【税関通知欄】

関税法第32条の規定により、あなたが申請した
外国貨物の見本の一時持出しを許可します。

JJJJJJJJJJ1JJJJJJJJJJ2JJJJJJJJJJ3JJJJJJJJJJJE

許可年月日 yyyy/MM/dd

搬出日:20151015

保税

貨物情報照会(ICG:CON)

ICG 貨物情報照会情報(貨物状況情報)

ファイル(E) 表示(V)

(貨物状況情報)

貨物管理番号

指定情報

次貨物管理番号

次指定情報

最新更新日時

最新更新業務

最新更新利用者

貨物状況

荷渡可能表示

貨物種別

積戻し貨物表示

積戻し移送済表示

貨物情報照会(ICG:TTL)

ICG 貨物情報照会情報(全体情報)

ファイル(E) 表示(V)

(全体情報)

貨物管理番号

指定情報

次貨物管理番号

次指定情報

最新更新日時

最新更新業務

最新更新利用者

最新更新日時

最新更新業務

最新更新利用者

貨物状況

荷渡可能表示

貨物種別

積戻し貨物表示

積戻し輸出管理番号

確認

①見本持出許可通知情報に搬出日を記入し、確認印を押印して保管管理する。

②NACCSの貨物情報照会業務による見本搬出の登録を確認する。

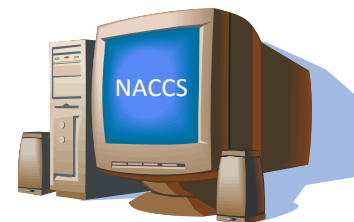
3. 保税非違の具体例

③見本一時持出に関する記帳漏れ

見本一時持出に関する記帳漏れの対策

2. 保税台帳(管理資料)の確認

- 見本持出許可書・見本持出許可情報の確認
- 見本持出確認登録業務により配信される処理結果通知情報の確認
 - 【海上】出力コード:*SMHO(MHO業務により配信)
 - 【航空】出力コード:*AMMO(MMO業務により配信)
- 貨物照会業務での確認
 - 【海上】ICG業務
 - 【航空】IAW業務



3. 保稅非違の具体例

④無届收容能力増減・無届工事

関税法第44条

保稅蔵置場



国内貨物用倉庫

↓
保稅蔵置場

①貨物の收容能力(面積)の増減
(いわゆる増坪・減坪)

保稅蔵置場



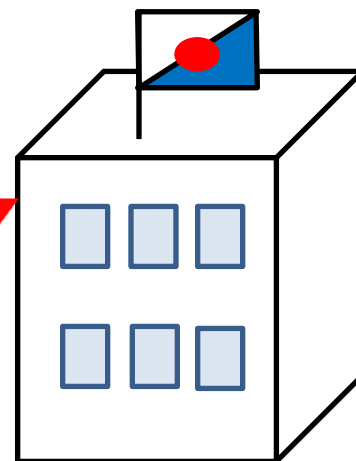
②改築・移転・その他の
工事

増減坪や工事といった行為は、既に受けた許可内容を変更するもの。

⇒無秩序に放任すると税関取締や許可要件に影響する。

⇒許可手数料に影響する。

貨物收容
能力増減
等の届
(C-
3160)



税 関

3. 保稅非違の具体例

④無届収容能力増減・無届工事

届忘れの原因

次のページ以降は見ないで！







3. 保税非違の具体例

④無届収容能力増減・無届工事

届忘れの原因

1. 他社への賃貸について減坪にあたるという認識がなかった。
2. 届出の必要性を認識していなかった。

3. 保稅非違の具体例

④無届収容能力増減・無届工事

届忘れの原因

いわゆる「坪貸し」

1. 他社への賃貸について減坪にあたるという認識がなかった。

保稅蔵置場A

許可場所の一部

賃貸

B

Bが貨物管理を行う



Aが許可を受けている保稅蔵置場における保稅業務をBに委託する場合は、Aが保稅業務に実質的に関与し、その責任を全うできる体制にならないといけない。

- ・ 蔵置する貨物の受寄託契約は保稅蔵置場被許可者であるAによって締結されている。
- ・ CPIにおける総合責任者や貨物管理責任者等がAの従業員である。
- ・ 保稅地域に関してAが行うこととされている税関手続が、Aの名により行われる。

貨物管理等をBに丸投げするような賃貸は、減坪して許可場所から外す必要あり

3. 保稅非違の具体例

④無届収容能力増減・無届工事

届忘れの原因

特に増減坪を伴わない工事

2. 届出の必要性を認識していなかった。

保稅蔵置場



増坪・減坪



許可手数料



許可要件

許可手数料に影響のない増減坪を伴わない工事については、届出の必要性が認識されにくい。

例)・事務所の設置

・フェンスの設置や撤去

・設備工事

いずれも許可要件や貨物管理への影響が考えられる

・単なる補修工事、あるいは現状の変更が軽微であり、かつ、面積に変更がないような工事は届は不要ではあるが、勝手なご判断は危険なので、まずは税関にご相談ください。

3. 保税非違の具体例

⑤ 保税地域外蔵置

関税法第30条第1項

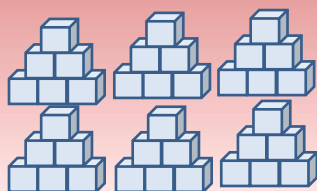
外国貨物は保税地域以外の場所に置くことができない。

【例外】

- ・難破貨物
- ・他所蔵置許可貨物
- ・特定郵便物 等

保税蔵置場A

許可場所



許可場所



3. 保税非違の具体例

⑤保税地域外蔵置

保税地域外蔵置の原因

**次のページ以降は見ない
で！**







3. 保稅非違の具体例

⑤保稅地域外蔵置

保稅地域外蔵置の原因

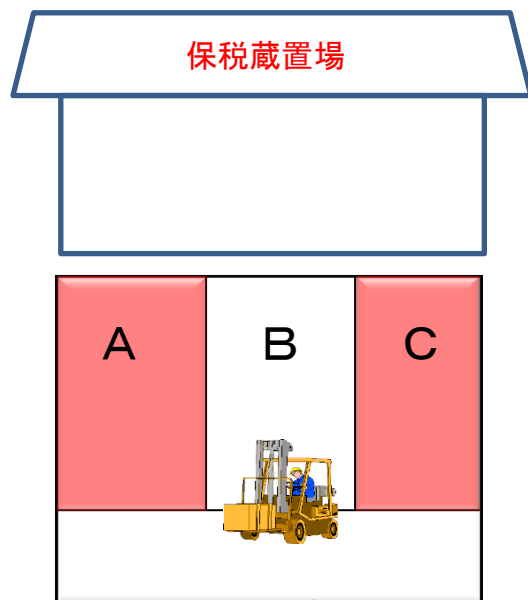
1. 自社の許可取得場所を把握していなかった。
2. 許可取得場所ではない場所に仮置きしたまま放置していた。
3. 輸入未許可貨物を許可済み貨物と誤認した。

3. 保税非違の具体例

⑤ 保税地域外蔵置

保税地域外蔵置の原因

1. 自社の許可取得場所を把握していなかった。



以前はB室も許可を受けた場所だったのに...

許可取得場所が明確にわかるよう表示すること！

- 例）・看板の設置
・壁面や柱に図面を掲示
・床へのペイントによる表示

ミーティング等を通じて許可場所の周知を徹底すること！

特に減坪

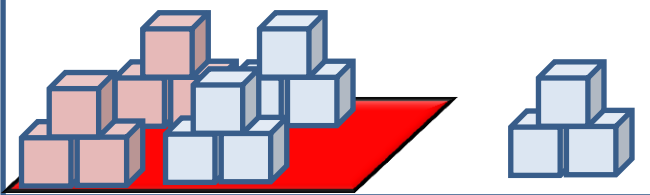
3. 保税非違の具体例

⑤ 保税地域外蔵置

保税地域外蔵置の原因

2. 許可取得場所ではない場所に仮置きしたまま放置していた。

保税蔵置場A



作業の都合上、許可取得場所ではない場所に仮置きすることはかまわないが、当該作業が終了したら許可取得場所に必ず移すこと！

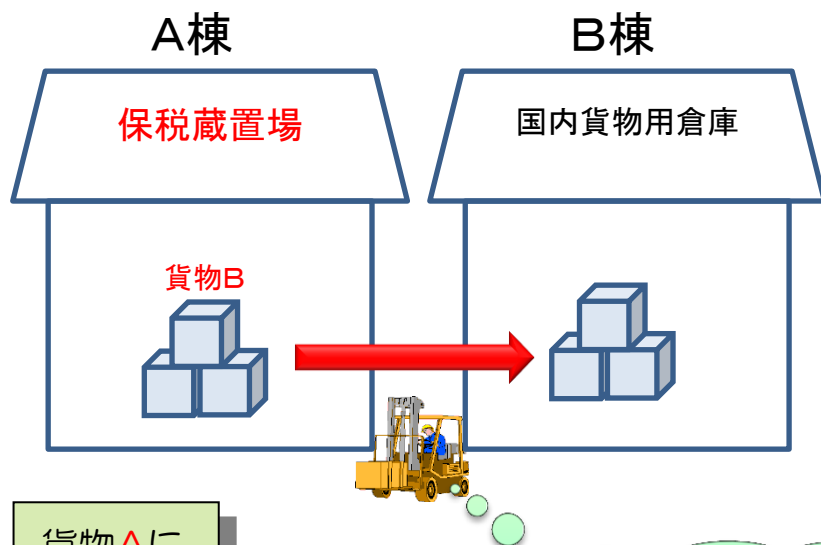
荷捌きの都合で、一時的に貨物はここに置いておこうと・・・

3. 保税非違の具体例

⑤ 保税地域外蔵置

保税地域外蔵置の原因

3. 輸入未許可貨物を許可済み貨物と誤認した。



貨物Aについて
の輸入
許可書

(貨物BをAだと思い込み)
輸入許可になったから、B棟に移
そう！

さし札に許可済みである
旨の表示を行う等許可済
み貨物と未許可貨物の区
分を明確にすること！

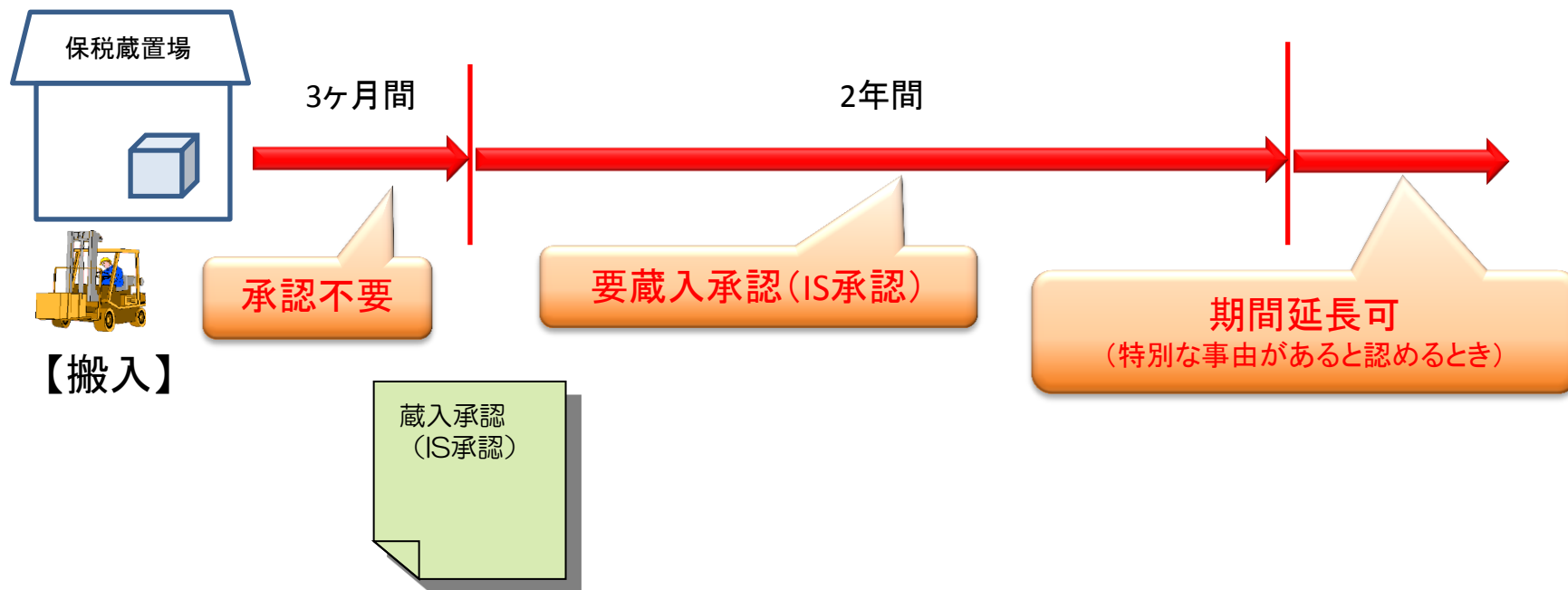
3. 保税非違の具体例

⑥未承認蔵入

蔵入承認とは

関税法第43条の3

保税蔵置場に搬入してから3ヶ月を超えるまでに蔵入承認を受けなければならない



3. 保稅非違の具体例

⑥未承認蔵入

未承認蔵入の対策

**次のページ以降は見ない
で！**





3. 保稅非違の具体例

⑥未承認蔵入

未承認蔵入の対策

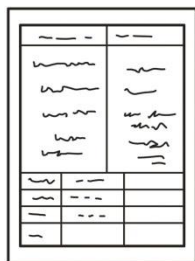
1. 在庫状況の日常的な確認
2. 荷主とのこまめな連絡と早期の税関への相談

⑥未承認蔵入

未承認蔵入の対策

1. 在庫状況の日常的な確認

保稅台帳



貨物在庫状況照会業務による確認

【海上】IWS業務、【航空】IWI業務による搬入年月日の確認

管理資料による確認

【海上】G10長期蔵置貨物情報(民間用)月報(毎月2日)

【航空】T15長期蔵置貨物データ(民間用)月報(毎月1日)

できるだけ頻繁に在庫状況の確認を行うこと！

搬入日が古い貨物については、蔵置期間が長くなっている原因や今後の対応について調査すること！

3. 保税非違の具体例

⑥未承認蔵入

未承認蔵入の対策

2. 荷主とのこまめな連絡と早期の税関への相談

保税蔵置場



荷主



通関手続の見込みは？
通関手続がすぐにできない理由は？

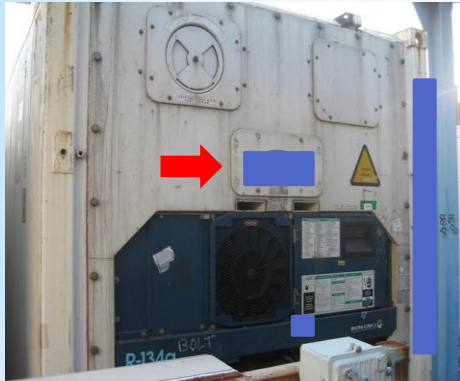
蔵入承認を受けるのは荷主（に代行する通関業者）ではあるが、
貨物管理者には適正な手続遂行をしようとする義務がある！

⇒何ら手続なく3か月が経過してしまうことがないよう、荷主とこまめに連絡を取り、対処が難しいと思われる場合は早めに税関にご相談ください。



4. 税関からのお願い

冷凍コンテナの冷却装置点検口からのコカイン摘発事案



平成25年12月、南港地区の指定保税地域(コンテナヤード)に船卸された外貨のリーファーコンテナにつき、当該コンテナの内部が設定した温度になっていなかったことから、貨物管理者が専門業者に冷却装置を確認させることとなった。

専門業者が冷却装置の点検口の金属板を外したところ、白いビニール袋に入れられた黒い不審物があるのを確認したことから、指定保税地域貨物管理者にその旨連絡し、貨物管理者より税関に通報があった。税関が密輸事件として調査に着手し、裁判所の許可を得て差押えを行い、分析した結果、中身は「コカイン約4kg」であった。



4. 税関からのお願い

保税蔵置場への搬入貨物にかかる商標権侵害疑義物品の通報事案



平成24年9月、南港地区の保税蔵置場被許可者より、搬入された外国貨物につき、外装(袋状のもの)の破れ部分からルイ・ヴィトンのものに酷似した財布が入っているのを確認したと税関に通報があった。

不審な貨物やこれらに関する情報等がありましたら、
最寄の税関、もしくは
密輸110番（フリーダイヤル）（24時間受付：携帯からでも無料）
0120 - 461 - 961
にご連絡ください！

また、税関では、SNS等を活用した情報提供を行っております。

税関公式facebook <http://www.facebook.com/Japan.Customs>

税関twitterカスタム君 http://twitter.com/custom_kun

YouTube税関チャンネル <http://www.youtube.com/user/mof>



4. 税関からのお願い

自発的な申し出

迅速な再発防止策構築



処分の免除・軽減

5ページ参照

風通しの良い環境作りが重要



税関業務へのご理解と
ご協力、風通しの良い
職場作りをお願いいた
します！